

目 次

令和8年9月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議 案 第 53 号	箱根町宿泊税条例の制定について
2	議 案 第 54 号	令和8年度箱根町一般会計補正予算（第2号）
3	議 案 第 55 号	令和8年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
4	議 案 第 56 号	令和8年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
5	議 案 第 57 号	令和8年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
6	議 案 第 58 号	令和7年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について
7	議 案 第 59 号	令和7年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
8	議 案 第 60 号	令和7年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議 案 第 61 号	令和7年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
10	議 案 第 62 号	令和7年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
11	議 案 第 63 号	令和7年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
12	議 案 第 64 号	令和7年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
13	議 案 第 65 号	令和7年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
14	議 案 第 66 号	令和7年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
15	議 案 第 67 号	令和7年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
16	議 案 第 68 号	令和7年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
17	議 案 第 69 号	令和7年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

NO	議案番号	件名
18	議案第70号	工事請負契約の一部変更について
19	議案第71号	教育委員会委員の任命について
20	議案第72号	人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 53 号

箱根町宿泊税条例の制定について

箱根町宿泊税条例を別紙のように定める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

本町が観光地として一層発展・成長し、観光と暮らしが相互に好影響をもたらすような観光まちづくりの実現に向けて、地方税法第 5 条第 3 項の規定に基づき宿泊税を課することから、新たな条例を制定する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町宿泊税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、観光地として一層発展・成長し、観光と暮らしが相互に好影響をもたらすような観光まちづくりの実現に向けて課する宿泊税に関し、必要な事項を定める。

(課税の根拠)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法及び箱根町町税条例（昭和51年箱根町条例第2号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第4条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第5条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加している者及びこれらの者を引率する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により規則で定めるものの

(税率)

第 6 条 宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊につき 350 円とする。

(徴収の方法)

第 7 条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第 8 条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第 9 条 前条第 1 項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあつては宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第 2 項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては指定を受けた日から 10 日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営を開始する予定年月日（申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営を開始した年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定により申告書を提出した者は、前項各号に掲げる事項に異動があったときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

3 第 1 項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を 1 月以上休止

しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

- 5 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。
(納税管理人)

第10条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、その必要が生じた日から10日以内にこれを町長に申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に町長に申請してその承認を受けなければならない。この場合において、納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。

(不足金額等の納入)

第12条 特別徴収義務者は、法第686条第4項、第688条第7項又は第689条第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）又は法第688条第1項に規定する過少申告加算金額、同条第2項に規定する不申告加算金額若しくは法第689

条第 1 項及び第 2 項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第 13 条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

3 町長は、第 1 項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 町長は、第 1 項の規定による申請があつた場合には、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請があつた日から 60 日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（特別徴収義務者の帳簿の記載義務等）

第 14 条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第 11 条の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して 3 月を経過した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して 3 月を経過した日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第 15 条 特別徴収義務者は、前条第 1 項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第 2 項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第 16 条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をも

って当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前条第 1 項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第 2 項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(町税に関する法令の規定の適用)

第 17 条 第 15 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第 18 条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 22 の 4 第 6 号及び第 6 条の 22 の 9 第 4 号に規定する条例で指定する法定外普通税とする。

(賦課徴収)

第 19 条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び箱根町町税条例の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 14 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく、記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第 14 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者

(3) 第 14 条第 2 項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第 14 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 22 条 第 10 条第 2 項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第 669 条第 1 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(準備行為)

3 第 8 条第 2 項の規定による指定及び第 10 条第 1 項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

4 この条例の公布の日において現に旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる

者又は同日から施行日までの間において旅館業又は宿泊事業を經營しようとする者は、施行日の前日までに、第 9 条の規定の例により町長に申告しなければならない。

（検討）

- 5 町長は、この条例の施行後 5 年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

議案第54号

令和8年度箱根町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度箱根町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,834,824千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年8月25日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
35 分担金及び負担金		20,359	102	20,461
	10 負担金	20,359	102	20,461
45 国庫支出金		1,280,632	68,192	1,348,824
	10 国庫補助金	1,039,256	68,192	1,107,448
60 寄付金		1,014,278	4,000	1,018,278
	5 寄付金	1,014,278	4,000	1,018,278
65 繰入金		1,021,065	120,040	1,141,105
	5 基金繰入金	1,021,065	120,040	1,141,105
70 繰越金		200,000	335,007	535,007
	5 繰越金	200,000	335,007	535,007
80 町債		2,189,000	39,000	2,228,000
	5 町債	2,189,000	39,000	2,228,000
歳 入	合 計	14,268,483	566,341	14,834,824

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 議会費		114,466	313	114,779
	5 議会費	114,466	313	114,779
10 総務費		2,440,171	351,087	2,791,258
	5 総務管理費	2,159,593	351,087	2,510,680
	15 戸籍住民基本台帳費	92,772	0	92,772
15 民生費		1,982,748	211	1,982,959
	5 社会福祉費	1,210,442	211	1,210,653
20 衛生費		4,614,588	194,730	4,809,318
	5 保健衛生費	512,563	5,158	517,721
	10 清掃費	4,102,025	189,572	4,291,597
35 土木費		725,946	20,000	745,946
	10 道路橋りょう費	376,902	17,000	393,902
	15 河川費	14,615	3,000	17,615
歳 出		14,268,483	566,341	14,834,824

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	ごみ処理 区域 推進事業	千円 3,363,231	令和5年度	千円 7,750	千円 3,607,722	令和5年度	千円 7,750
				令和6年度	15,569		令和6年度	15,569
				令和7年度	913,415		令和7年度	913,415
				令和8年度	2,426,497		令和8年度	2,431,981
				—	—		令和9年度	239,007

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍システム機器借上	令和8年度	(予算計上額 0) 千円
	令和9年度	2,994
	令和10年度	3,593
	令和11年度	3,593
	令和12年度	3,593
	令和13年度	3,593
	令和14年度	599
	計	17,965

第4表 地方債補正

(変更)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
ごみ処理 広域化 推進事業	千円 1,451,400	証書借入 または、 証券発行 事業の 進捗その 他の都合 により、 起債前借 または、 翌年度に 繰り越し して借り 入れるこ とができ る。	6.0% 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資 金につい ては、そ の融通条 件によ り、銀行 その他の 場合には その債権 者との融 通条件に よる。 ただ し、町財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、また は、繰り 上げ償還 もしくは 低利債に 借り換え ることが できる。	1,515,100	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
町道箱1 号線他5 路線道路 整備事業	151,100	証書借入 または、 証券発行 事業の 進捗その 他の都合 により、 起債前借 または、 翌年度に 繰り越し して借り 入れるこ とができ る。	6.0% 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 については、その 融通条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者との 融通条件 による。 ただ し、町財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、また は、繰り 上げ償還 もしくは 低利債に 借り換え ることが できる。	126,400	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
35 分担金及び負担金	20,359	102	20,461
45 国庫支出金	1,280,632	68,192	1,348,824
60 寄付金	1,014,278	4,000	1,018,278
65 繰入金	1,021,065	120,040	1,141,105
70 繰越金	200,000	335,007	535,007
80 町債	2,189,000	39,000	2,228,000
歳入合計	14,268,483	566,341	14,834,824

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 議会費	114,466	313	114,779	0	0	0	313
10 総務費	2,440,171	351,087	2,791,258	1,848	0	0	349,239
15 民生費	1,982,748	211	1,982,959	0	0	0	211
20 衛生費	4,614,588	194,730	4,809,318	71,413	63,700	76	59,541
35 土木費	725,946	20,000	745,946	△5,069	△24,700	0	49,769
歳 出 合 計	14,268,483	566,341	14,834,824	68,192	39,000	76	459,073

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
35		分担金及び負担金	20,359	102	20,461
	10	負担金	20,359	102	20,461
		20 衛生費負担金	3,346	102	3,448

45		国庫支出金	1,280,632	68,192	1,348,824
	10	国庫補助金	1,039,256	68,192	1,107,448
		10 総務費国庫補助金	135,897	1,848	137,745
		20 衛生費国庫補助金	636,599	68,619	705,218
		60 社会資本整備総合交付金	93,266	△5,069	88,197
		73 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	16,759	2,794	19,553

60		寄付金	1,014,278	4,000	1,018,278
	5	寄付金	1,014,278	4,000	1,018,278
		50 企業版ふるさと納税寄付金	8,000	4,000	12,000

65		繰入金	1,021,065	120,040	1,141,105
	5	基金繰入金	1,021,065	120,040	1,141,105
		5 財政調整基金繰入金	1,002,140	120,040	1,122,180

70		繰越金	200,000	335,007	535,007
	5	繰越金	200,000	335,007	535,007
		5 繰越金	200,000	335,007	535,007

80		町債	2,189,000	39,000	2,228,000
	5	町債	2,189,000	39,000	2,228,000
		20 衛生債	1,741,700	63,700	1,805,400

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 清掃費負担金	102	剪定枝等ストックヤード整備負担金追加	102

5 総務管理費国庫補助金	1,848	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,848
5 保健衛生費国庫補助金	68,619	循環型社会形成推進交付金更正減 廃棄物処理施設整備交付金	△240,431 309,050
5 社会資本整備総合交付金	△5,069	社会資本整備総合交付金更正減	△5,069
5 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,794	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加	2,794

5 企業版ふるさと納税寄付金	4,000	一般寄付金追加	4,000

5 財政調整基金繰入金	120,040	財政調整基金繰入金追加	120,040

5 前年度繰越金	335,007	前年度繰越金追加	335,007

10 清掃債	63,700	ごみ処理広域化推進事業債追加	63,700

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	35	土木債	231, 700	△24, 700	207, 000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 道路橋りょう債	△24,700	町道箱1号線他5路線道路整備事業債更正減 △24,700

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5		議会費	114,466	313	114,779				313
	5	議会費	114,466	313	114,779				313
	5	議会費	114,466	313	114,779				313

10		総務費	2,440,171	351,087	2,791,258	1,848			349,239
	5	総務管理費	2,159,593	351,087	2,510,680				351,087
	35	企画費	549,736	880	550,616				880
	60	コミュニティ活動推進費	53,258	10,700	63,958				10,700
	70	諸費	10,079	4,500	14,579				4,500
	75	財政調整基金費	52,210	335,007	387,217				335,007
	15	戸籍住民基本台帳費	92,772	0	92,772	1,848			△1,848
	5	戸籍住民基本台帳費	92,772	0	92,772	1,848			△1,848

15		民生費	1,982,748	211	1,982,959				211
	5	社会福祉費	1,210,442	211	1,210,653				211
	30	老人福祉費	284,627	211	284,838				211

20		衛生費	4,614,588	194,730	4,809,318	71,413	63,700	76	59,541
	5	保健衛生費	512,563	5,158	517,721				5,158
	5	保健衛生総務費	209,866	5,158	215,024				5,158
	10	清掃費	4,102,025	189,572	4,291,597	71,413	63,700	76	54,383

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	281	○経常経費追加 313 10 食糧費追加 281
13 使用料及び賃借料	32	13 施設等入場料 32

12 委託料	880	○企業版ふるさと納税促進事業追加 880 12 委託料追加 880
18 負担金補助及び交付金	10,700	○サービスステーション整備支援事業 10,700 18 補助金 10,700
22 償還金利子及び割引料	4,500	○経常経費追加 4,500 22 過年度過誤納還付金追加 4,500
24 積立金	335,007	○経常経費追加 335,007 24 財政調整基金積立金追加 335,007
		財源振替 ○経常経費 財源内訳更正

27 繰出金	211	○介護保険特別会計繰出金追加 211 27 繰出金追加 211

18 負担金補助及び交付金	5,158	○地域医療体制推進事業追加 5,158 18 補助金追加 5,158

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	5	清掃総務費	2, 578, 927	5, 484	2, 584, 411	68, 619	63, 700	76	△126, 911
	10	ごみ処理費	1, 436, 302	184, 088	1, 620, 390	2, 794			181, 294

35		土木費	725, 946	20, 000	745, 946	△5, 069	△24, 700		49, 769
	10	道路橋りょう費	376, 902	17, 000	393, 902	△5, 069	△24, 700		46, 769
		10 道路維持費	150, 861	17, 000	167, 861				17, 000
		15 道路新設改良費	143, 500	0	143, 500	△5, 069	△24, 700		29, 769
	15	河川費	14, 615	3, 000	17, 615				3, 000
		5 河川総務費	14, 615	3, 000	17, 615				3, 000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	5,484	○ごみ処理広域化推進事業追加 14 工事請負費追加
10 需用費	6,500	○經常経費追加 12 事業実施委託料追加
12 委託料	177,588	12 湯河原町真鶴町衛生組合事務委託料追加 ○ごみ減量化・再利用推進事業追加 10 印刷製本費追加

11 役務費	7,000	○經常経費追加 11 浚渫手数料追加
14 工事請負費	10,000	○町道仙158号線道路整備事業 14 工事請負費
		財源振替 ○町道湯2号線道路改良整備事業
		財源内訳更正
11 役務費	3,000	○經常経費追加 11 浚渫手数料追加

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国 県 支出金	地方債	その他								
20 衛生費	10 清掃費	ごみ処理 広域化 推進事業	5	7,750	3,875	0	0	3,875	7,750	0	0	7,750	0	0.2	
			6	15,569	7,784	0	0	7,785	15,569	0	0	15,569	0	0.4	
			7	913,415	306,428	526,100	0	80,887	0	913,415	0	913,415	0	25.3	
			8	補正前	2,426,497	733,009	1,451,400	829	241,259	0	0	2,426,497	2,426,497	0	72.2
				補正額	5,484	68,619	63,700	76	△ 126,911	0	0	5,484	5,484	0	△ 4.8
				補正後	2,431,981	801,628	1,515,100	905	114,348	0	0	2,431,981	2,431,981	0	67.4
			9	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				補正額	239,007	28,127	158,100	0	52,780	0	0	0	0	239,007	6.7
				補正後	239,007	28,127	158,100	0	52,780	0	0	0	0	239,007	6.7
			計	補正前	3,363,231	1,051,096	1,977,500	829	333,806	23,319	913,415	2,426,497	3,363,231	0	98.1
				補正額	244,491	96,746	221,800	76	△ 74,131	0	0	5,484	5,484	239,007	1.9
				補正後	3,607,722	1,147,842	2,199,300	905	259,675	23,319	913,415	2,431,981	3,368,715	239,007	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
戸籍システム機器借上	17,965			令和8年度 ～ 令和14年度	17,965	0	0	0	17,965

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普 通 債	補正前の額	6,951,448	8,048,408	2,168,200	628,047	9,588,561
	補 正 額	0	0	39,000	0	39,000
	補正後の額	6,951,448	8,048,408	2,207,200	628,047	9,627,561
1. 土 木	補正前の額	516,653	585,310	163,200	64,829	683,681
	補 正 額	0	0	△ 24,700	0	△ 24,700
	補正後の額	516,653	585,310	138,500	64,829	658,981
8. 保 健 衛 生	補正前の額	601,713	1,228,729	1,741,700	59,785	2,910,644
	補 正 額	0	0	63,700	0	63,700
	補正後の額	601,713	1,228,729	1,805,400	59,785	2,974,344
合 計	補正前の額	7,507,030	8,462,018	2,168,200	740,400	9,889,818
	補 正 額	0	0	39,000	0	39,000
	補正後の額	7,507,030	8,462,018	2,207,200	740,400	9,928,818

議案第 55 号

令和 8 年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度箱根町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,916 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 496,916 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 25 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金		65	21, 529	21, 594
	5 繰越金	65	21, 529	21, 594
25 諸収入		1, 276	387	1, 663
	10 償還金及び還付加算金	563	387	950
歳 入 合 計		475, 000	21, 916	496, 916

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 後期高齢者医療 広域連合納付金		470,056	21,529	491,585
	5 後期高齢者医療 広域連合納付金	470,056	21,529	491,585
15 諸支出金		563	387	950
	5 償還金及び還付加算金	563	387	950
歳 出	合 計	475,000	21,916	496,916

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	65	21,529	21,594
25 諸収入	1,276	387	1,663
歳入合計	475,000	21,916	496,916

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 後期高齢者医療 広域連合納付金	470,056	21,529	491,585	0	0	0	21,529
15 諸支出金	563	387	950	0	0	387	0
歳 出 合 計	475,000	21,916	496,916	0	0	387	21,529

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	65	21, 529	21, 594
	5	繰越金	65	21, 529	21, 594
	5	繰越金	65	21, 529	21, 594

25		諸収入	1, 276	387	1, 663
	10	償還金及び還付加算金	563	387	950
	5	保険料還付金	563	387	950

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 前年度繰越金	21,529	前年度繰越金追加	21,529

5 保険料還付金	387	保険料還付金追加	387

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10		後期高齢者 医療広域連 合納付金	470,056	21,529	491,585				21,529
	5	後期高齢者 医療広域連 合納付金	470,056	21,529	491,585				21,529
	5	後期高齢者 医療広域連 合納付金	470,056	21,529	491,585				21,529

15		諸支出金	563	387	950			387	
	5	償還金及び 還付加算金	563	387	950			387	
	5	保険料還付 金	513	387	900			387	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	21,529	○後期高齢者医療広域連合納付金追加 18 前年度精算分保険料等負担金 21,529 21,529

22 償還金利子 及び割引料	387	○保険料還付金追加 22 過年度過誤納還付金追加 387 387

議案第 56 号

令和 8 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,409 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,514,409 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 25 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		307,203	210	307,413
	10 国庫補助金	74,550	210	74,760
20 支払基金交付金		375,871	6,898	382,769
	5 支払基金交付金	375,871	6,898	382,769
45 繰入金		267,787	211	267,998
	5 他会計繰入金	256,787	211	256,998
50 繰越金		9,597	6,090	15,687
	5 繰越金	9,597	6,090	15,687
歳 入	合 計	1,501,000	13,409	1,514,409

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 総務費		61,073	421	61,494
	5 総務管理費	49,926	421	50,347
20 基金積立金		0	6,898	6,898
	5 基金積立金	0	6,898	6,898
25 諸支出金		1,005	6,090	7,095
	5 償還金及び還付加算金	1,005	6,090	7,095
歳 出	合 計	1,501,000	13,409	1,514,409

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	307,203	210	307,413
20 支払基金交付金	375,871	6,898	382,769
45 繰入金	267,787	211	267,998
50 繰越金	9,597	6,090	15,687
歳入合計	1,501,000	13,409	1,514,409

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 総務費	61,073	421	61,494	210	0	211	0
20 基金積立金	0	6,898	6,898	0	0	6,898	0
25 諸支出金	1,005	6,090	7,095	0	0	0	6,090
歳 出 合 計	1,501,000	13,409	1,514,409	210	0	7,109	6,090

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	307, 203	210	307, 413
	10	国庫補助金	74, 550	210	74, 760
	25	介護保険電算システム国庫補助金	1, 519	210	1, 729

20		支払基金交付金	375, 871	6, 898	382, 769
	5	支払基金交付金	375, 871	6, 898	382, 769
	5	介護給付費交付金	371, 986	6, 898	378, 884

45		繰入金	267, 787	211	267, 998
	5	他会計繰入金	256, 787	211	256, 998
	5	一般会計繰入金	256, 787	211	256, 998

50		繰越金	9, 597	6, 090	15, 687
	5	繰越金	9, 597	6, 090	15, 687
	5	繰越金	9, 597	6, 090	15, 687

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 現年度分	210	介護保険電算システム国庫補助金追加 210

10 過年度分	6,898	介護給付費交付金過年度分 6,898

15 事務費繰入金	211	事務費繰入金追加 211

5 前年度繰越金	6,090	前年度繰越金追加 6,090

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5		総務費	61,073	421	61,494	210			211
	5	総務管理費	49,926	421	50,347	210			211
		5 一般管理費	49,926	421	50,347	210			211

20		基金積立金	0	6,898	6,898			6,898	
	5	基金積立金	0	6,898	6,898			6,898	
	5	介護保険給 付費支払基 金積立金	0	6,898	6,898			6,898	

25		諸支出金	1,005	6,090	7,095				6,090
	5	償還金及び 還付加算金	1,005	6,090	7,095				6,090
	5	第1号被保 険者保険料 還付金	1,000	6,090	7,090				6,090

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	421	○一般管理費追加 18 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金追加	421 421
24 積立金	6,898	○介護保険給付費支払基金積立金 24 介護保険給付費支払基金積立金	6,898 6,898
22 償還金利子 及び割引料	6,090	○第1号被保険者保険料還付金追加 22 国庫負担金等過年度還付金 22 社会保険診療報酬支払基金交付金過年度還付金 22 県負担金等過年度還付金	6,090 5,192 119 779

議案第57号

令和8年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度箱根町公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額376,389千円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額376,459千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,404千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,506千円」に、「当年度分損益勘定留保資金251,633千円」を「当年度分損益勘定留保資金251,637千円」に、「建設改良積立金処分類62,352千円」を「建設改良積立金処分類57,316千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,122,158千円	△ 70千円	1,122,088千円
第1項 企業債	687,700千円	56,100千円	743,800千円
第3項 国庫補助金	420,700千円	△ 56,170千円	364,530千円

（企業債）

第3条 予算書第7条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 528,200	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者との融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	千円 584,300	補正前に同じ		

令和8年8月25日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

公共下水道事業会計

令和8年度箱根町公共下水道事業会計予算実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本的收入		1,122,158	△ 70	1,122,088
	1 企業債		687,700	56,100	743,800
		1 建設改良債	687,700	56,100	743,800
	2 他会計補助金		13,636	0	13,636
		1 他会計補助金	13,636	0	13,636
	3 国庫補助金		420,700	△ 56,170	364,530
		1 国庫補助金	420,700	△ 56,170	364,530
	4 長期貸付金返還金		122	0	122
		1 排水設備設置等貸付金収入	122	0	122
	(当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額)		62,404	5,102	67,506
	(過年度分損益勘定留保資金)		0	0	0
	(当年度分損益勘定留保資金)		251,633	4	251,637
	(建設改良積立金処分額)		62,352	△ 5,036	57,316
	資本の支出財源計		1,498,547	0	1,498,547

支 出

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本の支出		1,498,547	0	1,498,547
	1 建設改良費		1,143,844	0	1,143,844
		1 管路施設建設改良費	158,163	0	158,163
		2 処理場建設改良費	49,550	0	49,550
		3 ポンプ場建設改良費	776,370	0	776,370
		4 流域下水道建設負担金	159,761	0	159,761
	2 企業債償還金		352,903	0	352,903
		1 企業債償還金	352,903	0	352,903
	3 長期貸付金		800	0	800
		1 排水設備設置等貸付金	800	0	800
	4 予備費		1,000	0	1,000
		1 予備費	1,000	0	1,000

備	考

備	考

令和8年度 箱根町公共下水道事業
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位：千円)
	当年度純利益	839
	減価償却費	687,679
	資産減耗費	10,000
	長期前受金戻入	△ 446,125
	未収金の増減	40,809
	貸倒引当金の増減	429
	未払金の増減	△ 412,994
	賞与引当金の増減	981
	支払利息	70,496
	小計	△ 47,886
	支払利息	△ 70,496
	<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 118,382</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 897,286
	無形固定資産の取得による支出	△ 145,237
	国庫補助金等による収入	331,689
	一般会計からの補助金による収入	12,662
	貸付金の支出	△ 800
	貸付金の回収による収入	122
	<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 698,850</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の収入	743,800
	企業債償還の支出	△ 352,903
	<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>390,897</u>
	<u>資金増加額（又は減少額）</u>	<u>△ 426,335</u>
	<u>資金期首残高</u>	<u>703,659</u>
	<u>資金期末残高</u>	<u>277,324</u>

令和8年度 箱根町公共下水道事業予定損益計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	777,365	
(2) その他営業収益	<u>142</u>	777,507

2 営業費用

(1) 管路施設管理費	7,537	
(2) 処理場施設管理費	499,391	
(3) ポンプ場施設管理費	77,312	
(4) 流域下水道維持管理負担金	244	
(5) 総係費	96,906	
(6) 減価償却費	687,679	
(7) 資産減耗費	10,000	
(8) その他営業費用	<u>91</u>	<u>1,379,160</u>

営業損失

601,653

3 営業外収益

(1) 他会計補助金	171,600	
(2) 長期前受金戻入	446,125	
(3) 雑収益	<u>850</u>	618,575

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	70,496		
(2) 雑支出	<u>132</u>	<u>70,628</u>	<u>547,947</u>
経常利益			△ 53,706

5 特別利益

(1) その他特別利益	<u>54,545</u>	54,545
-------------	---------------	--------

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>54,545</u>
--------------	----------	----------	---------------

当年度純利益

839

前年度繰越利益剰余金

58,358

その他未処分利益剰余金変動額

57,399

当年度未処分利益剰余金

116,596

令和8年度 箱根町公共下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土地		2,543,275	
イ 建物	1,205,383		
減価償却累計額	<u>△ 448,781</u>	756,602	
ウ 構築物	9,924,764		
減価償却累計額	<u>△ 3,714,379</u>	6,210,385	
エ 機械及び装置	4,700,257		
減価償却累計額	<u>△ 2,188,406</u>	2,511,851	
オ 工具器具及び備品	1,848		
減価償却累計額	<u>△ 1,181</u>	667	
カ 建設仮勘定		<u>280,359</u>	
有形固定資産合計			12,303,139

(2) 無形固定資産

ア 電話加入権		1,371	
イ 建設仮勘定		2,739,141	
ウ その他無形固定資産		<u>93,489</u>	
無形固定資産合計			2,834,001

(3) 投資その他の資産

ア 長期貸付金		<u>1,035</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,035</u>
固定資産合計			15,138,175

2 流動資産

(1) 現金預金		277,324	
(2) 未収金			
ア 営業未収金		94,028	
イ 営業外未収金		42,956	
ウ その他の未収金		10	
貸倒引当金		<u>△ 4,229</u>	132,765
流動資産合計			<u>410,089</u>
資産合計			<u><u>15,548,264</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債	5,577,656	
固 定 負 債 合 計		5,577,656

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債	342,084	
(2) 未 払 金	115,991	
(3) 引 当 金	8,744	
流 動 負 債 合 計		466,819

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金		
ア 国 庫 補 助 金	5,609,798	
収 益 化 累 計 額	△ 2,065,682	3,544,116
イ 県 補 助 金	797,590	
収 益 化 累 計 額	△ 340,786	456,804
ウ 他 会 計 補 助 金	3,058,242	
収 益 化 累 計 額	△ 1,186,827	1,871,415
エ 受 贈 財 産 評 価 額	1,112,226	
収 益 化 累 計 額	△ 623,714	488,512
長 期 前 受 金 合 計		6,360,847
繰 延 収 益 合 計		6,360,847
負 債 合 計		12,405,322

資 本 の 部

6 資 本 金			789,341
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 国 庫 補 助 金	13,055		
イ 県 補 助 金	594		
ウ 他 会 計 補 助 金	1,033,686		
エ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,014,152</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		2,061,487	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 減 債 積 立 金	120,000		
イ 建 設 改 良 積 立 金	55,517		
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>116,597</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>292,114</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,353,601</u>
資 本 合 計			<u>3,142,942</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>15,548,264</u></u>

議案第 58 号

令和 7 年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町一般会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 59 号

令和 7 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 60 号

令和 7 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 61 号

令和 7 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 62 号

令和 7 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員
の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 63 号

令和 7 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 64 号

令和 7 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 65 号

令和 7 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 66 号

令和 7 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 67 号

令和 7 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 68 号

令和 7 年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度箱根町水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて令和 7 年度箱根町水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 69 号

令和 7 年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度箱根町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて令和 7 年度箱根町公共下水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行